

秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画（改正素案）の概要について

保健・疾病対策課

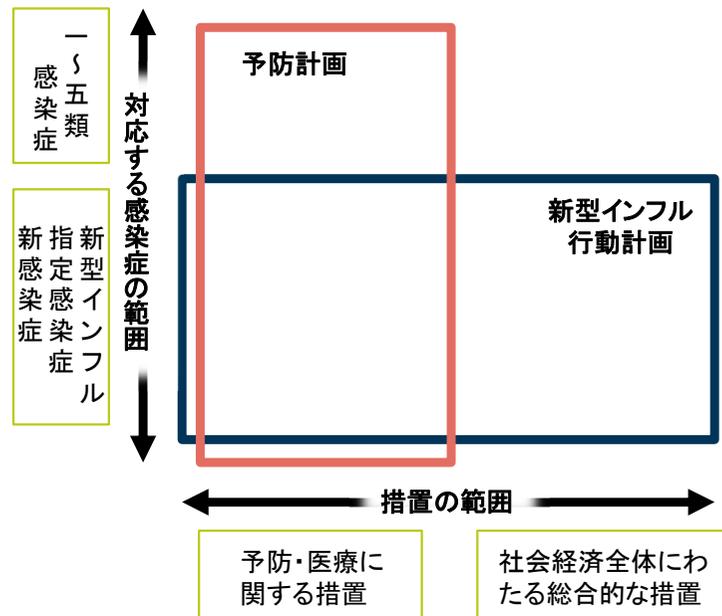
第1部 はじめに

➤ 改定の目的等

コロナ禍の課題や法改正を踏まえ、平時の備えを拡充し、幅広い感染症に対応できる社会を目指す。

- ✓ 計画期間 : 令和7年度～12年度（6年間）
- ✓ 根拠法令 : 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）
- ✓ 対象感染症 : ① 新型インフルエンザ等感染症
② 指定感染症、③ 新感染症

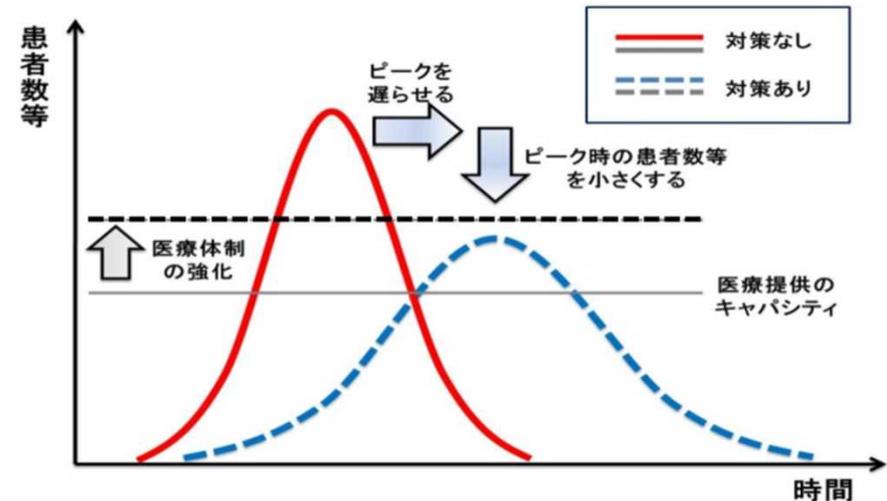
参考) 新型インフルエンザ等対策行動計画と
感染症予防計画の範囲



第2部 基本的な方針

➤ 基本的な考え方等

- ✓ 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- ✓ 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。



➤ 留意事項

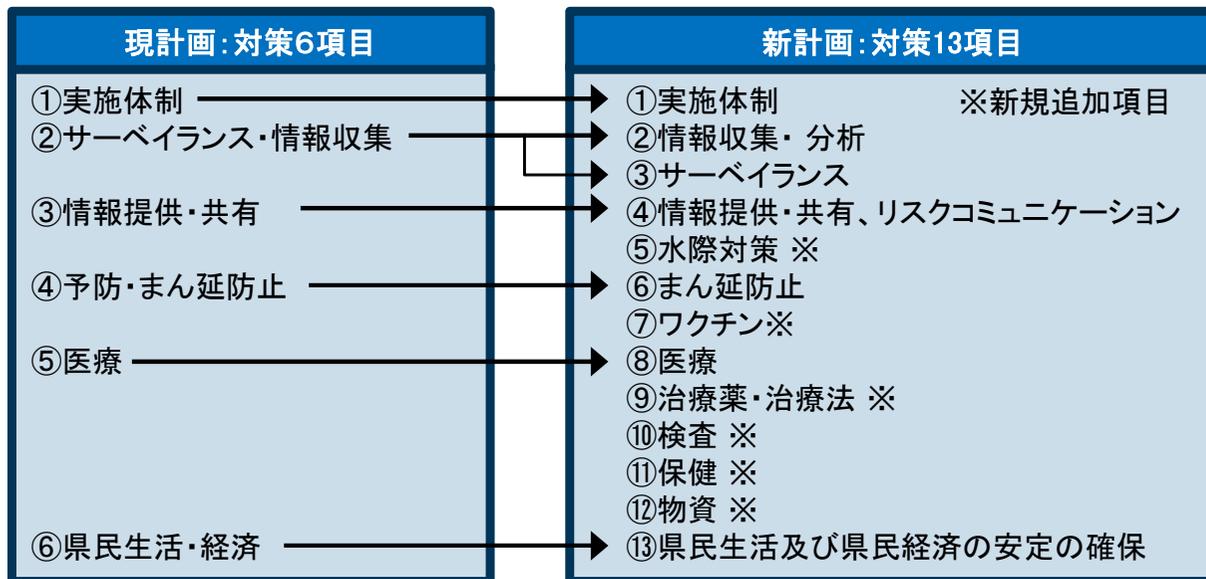
- ✓ 社会経済活動とのバランスを踏まえた対策の切替え
- ✓ 関係機関相互の連携協力の確保
- ✓ 基本的人権の尊重
- ✓ 高齢者施設や障害者施設等における対応 等

➤ 実効性を確保するための取組等

- ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- ✓ 定期的なフォローアップと必要な見直し 等

第3部 各対策項目の考え方及び取組

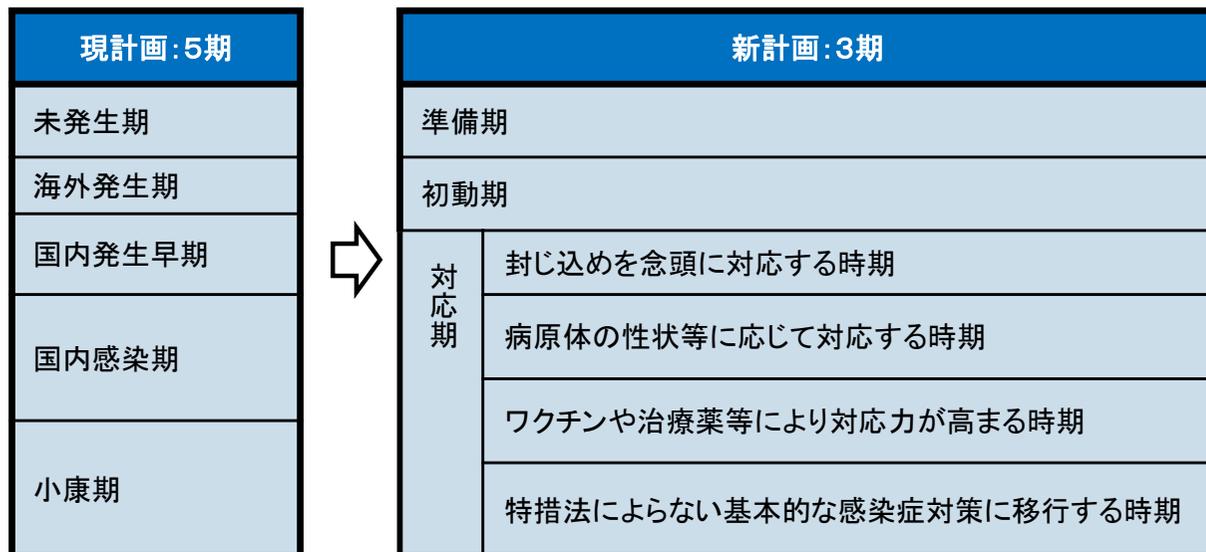
➤ 対策を6項目から13項目に拡充



横断的な取組

- ✓ 準備期（平時）の取組を充実させる
- ✓ 幅広い感染症に対応し、機動的に対策を切り替える(新型インフルエンザ、新型コロナ以外にも対応)
- ✓ 人材の確保・育成を進める

➤ 対策項目毎に3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載



- ✓ 準備期 発生前の段階
※いずれ発生することを念頭に準備する期間
- ✓ 初動期 世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
※海外発生から時を置かずに国内感染することを想定
- ✓ 対応期 対策本部が設置された段階

対策13項目の概要

①実施体制

県、市町村、医療機関等の連携体制を確保

- ・平時：人材確保・育成や実践的な訓練
- ・有事：対策本部を中心に政策判断・実行

②情報収集・分析 ③サーベイランス

- ・平時：効率的・効果的なサーベイランス体制構築やDXの推進、情報収集・分析の実施
- ・有事：分析結果を対策に活用

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・平時：感染症等に関する普及啓発、リスク体制の整備、情報提供・共有の方法の整理
- ・有事：県民等が適切に判断・行動できるようにリスク情報を共有

⑤水際対策

検疫措置や入国制限等の水際対策への協力

- ・平時：体制整備や訓練に協力
- ・有事：国の行う疫学調査等に強力

⑥まん延防止

- ・医療ひっ迫時：国と連携してまん延防止等重点措置、緊急事態宣言の実施
- ・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて：対策の縮小・中止を機動的に実施

⑦ワクチン

- ・平時：円滑なワクチン流通のための準備
- ・有事：接種を迅速に進め、感染状況及び必要性に応じて接種会場を増設

⑧医療

- ・平時：予防計画に基づき、県と医療機関の間で医療措置協定を締結することを通じて、感染症医療提供体制を整備
- ・有事：通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて機動的かつ柔軟に対応

⑨治療薬・治療法

- ・平時：国の治療薬の研究開発への協力
抗インフルエンザ薬の備蓄
- ・有事：診断・治療に資する国からの情報を医療機関、県民に提供・共有

⑩検査

- ・平時：患者の早期発見、流行状況把握体制整備、機器や資材の確保
- ・有事：発生直後に検査体制を立ち上げるための準備、検査体制の見直し

⑪保健

- ・平時：業務負荷の急増に備え、有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化・省力化
- ・有事：地域の実情に応じた対策を実施
(保健所等における検査、積極的疫学調査、入院調整、健康観察等)

⑫物資

- ・平時：備蓄等により、有事に必要な機関に感染症対策物資が十分にいきわたる仕組みの形成
- ※医薬品(解熱鎮痛剤、ワクチン、PCR検査試薬、抗原検査キット等)、医療機器(人工呼吸器、酸素濃縮器、パルスオキシメーター等)、個人防護具(マスク、ガウン等)

⑬県民生活・県民経済

- ・平時：事業継続等のために必要な準備
 - ・有事：生活・経済対策や支援
- ※生活関連物資等の安定供給の呼びかけ、まん延防止措置等の心身への影響を考慮した対策、生活支援を要する者への支援等